

『チャタレイ夫人の恋人』起訴前後の状況について

On the Conditions of Before and After the Trial of *Lady Chatterley's Lover*

北 崎 契 縁

はじめに

D. H. ロレンスが、『チャタレイ夫人の恋人』で戦後の日本に紹介されたところにこの作家の不幸があったというのが、筆者の立場である。もちろん、すでに戦前昭和10年前後に「ロレンス選集」(三笠書房)という形で、ロレンスの主要な作品(『チャタレイ夫人の恋人』も含む)は紹介されていたが戦後ほど問題とはならなかったようである。ここに「戦争」の持つ意味は大きい。この点については後程触れることにする。

ところで、最近ではロレンス文学は漸く落ち着いた形で受容されるようになってきている。特に大学の卒論でロレンスを取り上げる学生数は年々増えている。因みに、昭和40年から昭和52年の「作家別研究文献の点数と比」¹⁾によると、ロレンスはハーディ、ディケンズ、コンラッドなどを抜いて終始トップの座を占めている。また、創設25年を経た「日本ロレンス協会」の発表内容を見ていると、殊に若い研究者の研究内容が年々緻密になってきたことが特筆される。その理由としては、ロレンスの難解なエッセイ『不死鳥』²⁾がしっかりとした日本語で全訳され、研究者の目に触れてきていることにある。つまり、日本語で考える素地が出来上がったことは、日本人研究者に多大の影響を与えているというのが偽らざる事実である。

このようにロレンス研究の成果は今後ますます上がっていき、日本人のロレンス理解も深まっていくに違いない。但し、筆者自身、1993年の第5回国際ロレンス学会³⁾に参加発表してみて、また他の様々な発表・シンポジウムに参加してみて考えさせられたことは、西洋の学者の有利さ、つまり言葉の壁というものを嫌というほど味わったことである。また西洋の学者の日本語への無理解さにも辟易した。この東西間の溝はそう簡単に埋められそうもないが、これは致し方のないことかもしれない。それなら、日本人は日本人らしくロレンス研究をやり、たとえ遅々としていても、世界のロレンス研究に貢献するより他に

道はないのかもしれない。

しかし、未来や現在のことばかりに目を奪われなくて、今一度我々は立ち止まって過去をふりかえっておく必要がある。それは、1950年（昭和25年）から1957（昭和32年）の6年6ヵ月にわたって繰り広げられた「チャタレイ裁判」の歴史的意義を考え直すことである。「チャタレイ裁判」の歴史は、今だに「終戦」か「敗戦」かでもめ、第二次世界大戦に対して決着のついていない日本人の心情がもろに噴出し、「敗戦」とは認めたくない側の人人（検察・警察などの権力側、あるいはそれに加担する新聞などのジャーナリズム側）の強がり、あるいは独断的な態度が、たまたま『チャタレイ夫人の恋人』を標的に選び、自らの鬱憤をぶっつけ、作品がその犠牲になったというのが真相ではないかと考えられる。

そこで以下、「『チャタレイ裁判』について」（田口堅一⁴⁾）を参考にしながら、「大宅荘一文庫」※の資料を駆使してこの裁判の歴史的な有様を少し補足する形で記してみたい。

—

まず、この悪名高い裁判の時間的な流れを整理しておきたい。

- ※ 昭和25年(1950) 4月末 『チャタレイ夫人の恋人』発売。
- ※ 昭和25年 6月27日 『チャタレイ夫人の恋人』（全国一斉押収）
- ※ 昭和25年 7月8日 書類送検（小山久二郎、照井彦兵衛、伊藤 整の三人）
- ※ 昭和25年 9月12日 起訴（「猥褻文書販売」の共同主犯として、東京地方裁判所）
- ※ 昭和26年 5月8日 「チャタレイ裁判」開始
- ※ 昭和27年 1月17日 「チャタレイ裁判」
- ※ 昭和27年 1月18日 第一審：訳者伊藤氏無罪、小山氏罰金25万円
- ※ 昭和27年 12月10日 控訴審判決：伊藤氏罰金10万円、小山氏罰金25万円検察側勝訴
- ※ 昭和32年（1957）
3月13日 最高裁判所「上告棄却」

本稿では、この裁判が起こった昭和25年だけに絞りたい。というのは、9月12日、起訴前後の様々な反響には、戦後混乱期の日本の状況がよく現われており、またこの後の裁判の行方が（検察と弁護側のすれ違いのやりとり）端的に出ていると思われるからである。

まず検察側というか、権力側の態度について見てみよう。（但し、検察側にも後述するように、体制側ではあっても一定の理解を示そうとする良心的な検事もいることはいる。）検察側の人々の矛盾は、「敗戦」と認めたがらなくせに、当時の占領軍総司令部GHQ

の絶対権力に対しては進んでこれを受け入れよう、あるいは逆にそれを利用してやろうとする根性が見え見えである点に存在する。(GHQはやがて「GHQ書簡」となって第16回公判以降の裁判の流れをすっかり変えてしまうことになる。)⁵⁾

ところで、翻訳出版権の問題をめぐるフリーダとの間で契約の話が昭和24年の初秋から進められていたが、うまくいかず、小山書店側は結局「口頭」でGHQに了解を取り付け、即、販売に漕ぎ付ける。そしてこの小説は大胆な愛欲描写のために各国で激しく議論された問題作、といういかにも商業主義的な宣伝文を新聞に掲載する。この公告内容は小山氏の当初の「終始一貫、モラルを扱った小説で現下の日本において有意義な出版であることを断言する」⁶⁾という趣旨とは相容れないものである。しかし、新聞の公告は効果てきめん、発売直後から物凄い売れ行きで、6月27日に押収されるまでに上巻 80,500部、下巻 70,000部を売ったといわれている。だが、思わぬ伏兵がいた。宣伝文を載せた同じ新聞社からの逆襲であった。田口氏は「チャタレイ裁判」の中で次のように記している。

だが、読者の人気とは逆に、5月30日の読売新聞「編集手帖」欄に当局の神経を逆なでするような厳しい批判が載った。要約すれば、まず「こういう作品がベスト・セラーになることは、日本文化の誇りとすべきでない」と論を起し、これは英国本国でさえも公刊されていないおそろべき小説であるのに、なぜ警視庁は摘発しないのか、と述べ、文学や外国のものならなんでもOKというのか、そんなことでは日本文化の主体性は無いではないか、という烈しい当局批判であった。⁷⁾

「日本文化の誇りとすべきでない」とか、「外国のものならなんでもOKというのか」などを見ていると「敗戦」国であることを認めたがらない意識のまさに裏返し反発であることが読み取れる。もちろん、GHQの命令のままに動かざるを得ない当時の日本人の屈辱を当局批判に名を借りて行なっているというのがよく分かる。また読売新聞に輪をかけたような、卑屈とも言える意見をこともあろうに天下の朝日新聞が吐いていることにも田口氏は「また同年6月21日の朝日新聞「天声人語」欄では『チャタレーの無削除版本が日本でベスト・セラーだときいたら英米人は腹をかかえて笑うだろう』などと全く乱暴で無責任な意見を述べている」⁸⁾としている。

読売新聞の記事は後程裁判の折り、「社会的観点からみた本書の猥褻性」⁹⁾という論告の中で、中込検察官によって全文引用されるのである。ところで、田口氏は「これら大手新聞社の批判に合わせるかのよう、昭和25年6月27日『チャタレイ』は全国一斉に押収され、……」¹⁰⁾(傍点筆者)と、まるでジャーナリズムの言いなりになって取締当局は動いたかのような書き方をされている。しかし、実は、当局は当局なりにややこしい手をうっていたのである。「出版風紀委員会」という訳の判らない委員会をにわかには設けていたことが

『真相』という雑誌の記事（昭和25年9月1日）で判る。

『チャタレイ夫人の恋人』が発禁になる直前まで小山書店がこの小説の増刷を続けたかという点と無論そうではなく、店主自らが6月初旬友人の友人という心細い縁故を頼って直ちに警視庁総監田中栄一を訪ねて懇談をしている。そしてその後、書店にやってきた伊藤整に向かって、小山が『総監の愛想がよかったからまず大丈夫だ』と、ともに「よろこび」を分かちあっている最中、九州は宮崎の一売店から電報が届いて「チャタレイハッキンニナツタ」の報せに遭遇することとなる。これは、全国的な規模で発禁となった6月27日より一日早いのである。どうしてこのような事態が生じたのか。この「真相」はいかなるものであったのだろうか。

なぜ宮崎などから「発禁」第一報が入ったのだろうか。

刑法第七十五条「猥褻文書類頒布罪」容疑で最高検察庁が六月廿七日、『全国一斉に処分を発動した』¹¹⁾

これは最高検茂見義勝検事談とある。最高検察庁のいわば最高決定であるのに、なぜ地方によって食い違いが生じたのか。一方の権力側である警視庁の発表によれば、『チャタレイの処分は、警視庁内に設けられた出版物風紀委員会の答申によって決定した』と、大城勇保安課長は述べている。問題は「出版物風紀委員会」という委員会の成立事情にある。委員会の「答申」は予定では廿七日の午前中までに回答するよう要請されていたのが事実のようである。ところが、委員から“発禁是非”の意見が到着している最中に、すでに発禁処分は発動中であったのだ。しかもご丁寧にその日の朝刊は「本日発禁処分」の予定記事を一斉に書きたてているのである。さらに驚いたことには、出版物風紀委員会なるものが、実はまだ正式には存在していなかったという事実である。同委員の一人で後程委員会の司会者となる西村孝次氏は意外な事実を暴露している。

出版物風紀委員会なるものは、名実ともにまだ存在していないのである。会の名称すら仮称なのであって、委員の協議によって決定したわけでもなければ、委員各自の意見を通達されていもない。……要するに、六月十九日、本委員会結成されたものと了解する、という程度にすぎぬのである。(七・五、東京新聞)¹²⁾

この西村氏の談に対して、警視庁側の言い分は次の通りである。

出版物風紀委員会は、二回の会合を経て正式に発足したものと思っている。ただいそいで結成した関係から、委員の中にもいろいろ誤解があるようすなので、近く会合

を開いて諒解を得たいと思っている。¹³⁾ (傍点筆者)

これは先程言及した警視庁の大城保安課長の談である。「た・だ・い・そ・い・で・結・成・し・た・関・係・か・ら」というところに、はなはだ頼りないというか、付け刃的な胡散臭さを感じるのは筆者だけではあるまい。「二回の会合」の真相は以下の通りである。

警視庁が初めて委員会の会合を呼び掛けたのは、5月16日である。それも「猥褻出版物取締対策懇談会開催」という名前で約20名の民間人に招待状を出している。5月16日という時機といい、また「猥褻出版物取締」といい、鳴り物入りで4月末に発売された『チャタレイ夫人の恋人』を取締のターゲットに絞っていることは明明白白である。そして、警視庁の呼び掛けに応じて出席したのは以下のようなメンバーであった。

官庁側：警視庁防犯部関係、最高検、東京地検係検事数名。

民間側：読売文化部長森村正平、東京社会部長小檜山弘司、厚生省婦人少年局長山川菊栄、文部省社会教育施設課長山室民子、下谷校校長平良恵路、北園校校長石平俊雄、駒場校校長長倉邦雄、日本出版協会会長石井満、評論家中島健蔵、西村孝次、東京防犯協会連合会事務総長玉川¹⁴⁾、東京医師会代表森淳男。

官庁側は致し方がないとしても、民間側とは名ばかり、厚生省・文部省・校校長などといった如何にもお上に賛同しそうなメンバーばかりである。ただ、評論家中島健蔵、西村孝次氏だけは自由な立場からの参加者と言える。実際、中島の一言「かかる組織は、自由なるべき言論出版に強権をもつて臨む危険性がある」¹⁵⁾であっさり流会に終わってしまったのである。

しかしこれで屈する警視庁ではなかった。約一月後の6月19日（『チャタレイ』没収まで10日余り）再度懇談会を持つことになる。今度の招待者は前回より約10名多くなった。一番の特色は、新聞社関係を9社に増やしたことにある。一回目のメンバーにさらに次のような人々が呼ばれた。

婦人代表：村岡花子、守屋東

学校関係：東大文学部長高津春繁、早大第一文学部長谷崎精二

出版関係：全国出版協会

評論界：宮澤俊義、浦松佐美太郎

図書館代表：国会図書館長金森徳二郎

※著作家組合代表：中島健蔵

※日本ペンクラブ代表：西村孝次

母の会代表：愛宕会会長石黒必智、神田母の会会長宮川まさ¹⁶⁾

面白いことに、中島健蔵、西村孝次氏は「評論家」からそれぞれ「作家組合代表」、「日本ペンクラブ代表」というように、業界を代表するような「肩書き」を貰っていることである。いかにも取締当局のやりそうな懐柔策である。しかし、中島はこの日欠席、宮澤俊義拒否欠席であった。それでも29名が出席した。そして西村孝次氏（氏は既に昭和11年に三笠書房から『翼ある蛇』の翻訳を出しているロレンシアンである）が司会者となり、金森徳次郎ら8名の実行委員会を選んで「規約草案」起草にまで漕ぎ付けたのである。だが不思議なことには『チャタレイ』の「チャ」も出ずに、その2日後、各委員は警視庁防犯部保安課員の来訪を受けることとなる。彼らが持参したものは『チャタレイ夫人の恋人』下巻一冊と、同書について次のような諮問の問い掛けであった。

- 一、『チャタレイ夫人の恋人』は、公共の福祉を確保するとみとめますか
- 二、取締の必要あると思いますか？
- 三、その他の意見

右につき27日にまでに回答すること。¹⁷⁾

ここで初めて『チャタレイ夫人の恋人』の名前が出てきたのである。草案を作り、これを各委員に配布するまでを決定しただけで、「会の名称」はもちろん、「目的、構成、運営」など肝心なことは少しも討論されなかった。もちろん「チャタレイのチャも出なかった」と、西村孝次氏は述べているが、まさにこれは当局の掌中にまんまとはまってしまったのである。もうこうなれば後の祭りである。西村氏は驚いて大城保安課長のもとを訪れ抗議するが「考慮する」、「何分事情が切迫しているので……」とお茶を濁されたという。

警視庁が5月16日付けで懇談会を開催した時点から既に、警視庁の腹は決まっていたのである。それも「検察側」の圧力がその背後に働いていたのである。西村氏が警視庁に抗議に出向いたのは6月24日であったが、その当日、最高検察庁はすでに次のような電報を全国の地方検察庁に宛てて打っていたのである。

「小山書店発行“チャタレイ夫人の恋人”は猥褻文書のかどで摘発することに大体決定したから準備せよ。押収の日時はおつて通知する」¹⁸⁾（傍点筆者）

「摘発することに大体決定したから準備せよ」ということは、すでに最高検、東京地検、警視庁の三者の話し合いがあり、処分発動の日時を出版物風紀委員会の回答日である27日とするとの事前の準備があったということになる。事実、「先に27日までとお願いしたが、

月曜26日中に当方の意見を決定したいから回答到着を、一日繰り上げてほしい」という各委員あてに警視庁からの申し入れがされていることから事前の話し合いがなされたことは明らかである。要するに、風紀委員会は当局の権力誇示のためにまんまと利用されたに過ぎないのである。

ところで、先程の「諮問」に対する各委員の反応はどうであったのだろうか。諮問29通の内、21通（中島は諮問の対象にすらなっていない。またハッキリ返答拒否をした者ものいる）が回答を寄せている。

条件つき発売	10
発禁	8
そのまま継続	3 ¹⁹⁾

警視庁は同書発禁の最大理由として「風紀委員会の多数が発禁に賛成した」（6月27日付け各紙）と言っているが、返答拒否者7名に「条件付発売、そのまま継続」13名を合わせれば、21（中島1名プラス）対8となり圧倒的に「発禁」は無効となる。「輿論」「世間の声」を一番気にしているはずの取締当局が実は端から世間を欺いていることになる。なぜこのような虚偽の決定を当局は下したのか。『真相』はその点についても次のように解釈している。その理由は「かつて警視庁が『石中先生行状記』（石坂洋次郎著、新潮社）、『裸者と死者』（ノーマン・メイラー著、山西英一訳、改造社）に対して発禁処分をしたものの、輿論の反撃をくらって、そうそうにひっこめた不手際を想起すれば十分だ。」しかしここで言われている「輿論の反撃」というのが今一つ不明である。その点については、田口堅一氏が「チャタレイ裁判」の中でGHQの権力に触れながら当時の世相を明確にしているので参考してみたい。

この頃、即ち昭和24年12月15日、ノーマン・メイラー著『裸者と死者』が出版された。当時の状況からすると、この小説はかなり猥褻な表現があり、編集部内でもその部分を削除すべきだとの声もあったが、GHQが出版を許可しているのだから、「たとえ日本の警視庁が処分しようとしても大丈夫」だと考えた、と松浦総三氏は記録している。

発売日のおよそ一ヵ月後（昭和25年1月17日）『裸者と死者』は発禁処分を受け押収された。直ちに改造社側はCIE（Civil Information and Education: 民間情報教育局、第二次世界大戦後日本に置かれたGHQの一機関。以上筆者、注）に話を通じた。その後、「二日ばかりすると、CIEでは、警視庁の発禁処分は“民主主義に反する”という声明を出した。すると、いまままで威張っていた警視庁が“どうか損害

賠償の訴えはしないで下さい。”と詫びながら低姿勢で社へやってきて、押収した本も全部返ってきた。おそらく、こういうことは、日本の発禁史上かつてないことだろうとの記録も残っている。²⁰⁾ (傍点筆者)

ここには「輿論の反撃」という理由はさらさらなく、GHQあるいはCIEこそが強大な権力の大本であったことが手に取るように判る。殊に、「いままで威張っていた警視庁が“どうか損害賠償の訴えはしないで下さい。”と詫びながら低姿勢で社へやってきて」というところなどを読むと、いかに取締当局が「虎の威を借る狐」であったかがありありと判るではないか。

GHQは、後程第16回公判の際に「GHQ書簡」という形で、『チャタレイ』の出版を封じるが、昭和25年出版・押収段階ではまったくその影響は行使していない。ただ取締当局が先の『裸者と死者』のときの経験に懲りて、つまり一旦発禁にしたものを回収するという不手際を避けるために虚偽の「風紀委員会」決定を公表したのである。6月24日の最高検察庁による全国の地方検察庁宛での「電報」は、摘発が「大体」の決定にもかかわらず、27日以前にも早々と押収処分に踏み切る県を生み出すことになった。たとえば、山形県では24日夕刻からさっそく警官が県下各書店を予め調査して回るという事態になった。日は明確ではないが、福島県では、『チャタレイ』押収のために書店を襲った警官が家宅捜索をし、「いずれ呼びだしがあるから、民選でも官選でも、弁護士を用意しとけ」と脅かしたと言われている。また小樽（記者伊藤整の生地）では、三人ずつで乗り込んできた係官が、いきなり押収令状をつきつけて、伝票類はもちろんのこと、予約購読者リストまで押収したほか、書店主を三回も召喚、取り調べを行なっている。『真相』はこの辺りの記事に「左翼ものの『予行演習』？」というタイトルをつけているが、²¹⁾ この心配を見せたのは文芸家協会であったようである。「左翼」という捉え方の背後にはやはり当時のGHQの影が見え隠れしている。GHQは「もともとアメリカ軍の極東戦略としての機能を果たすことがその最も重要な任務であったので、昭和24年ソ連の「核兵器所持」の発表以来、朝鮮戦争へ向け、その権力はいっそう厳しさを増していった。その強大化した権力は日本への思想言論弾圧として表われた²²⁾ とあるように、いわゆる「赤狩り」(レッジ・バージ) が盛んだった終戦直後のGHQ主導の我が国の状況をよく反映している。

思想言論の自由など望むべくもない時機に、ではなぜ『裸者と死者』が発禁そして解除され、『チャタレイ夫人の恋人』が発禁からやがて起訴・裁判、有罪となっていったのだろうか。第16回公判の際に、検察の提出した「GHQ書簡」によって裁判の流れは大きく変わってしまうが、その理由は定かではない。考えられうる理由の一つには、ノーマン・メイラーがアメリカの作家であるに対し、ロレンスがイギリスの作家であることからくる差別意識がGHQに働いたのかもしれない。もう一つは、朝鮮戦争(1950～3)が本格化

するにつれてGHQ側の態度が厳しくなってきた矢先に『チャタレイ』が組上に上がったことでこの作品に対する当局の態度を硬化させ、それがまた日本側の取締当局にまともに反映したのではなかろうか。『チャタレイ夫人の恋人』が先に出て、『裸者と死者』が後に出ておれば、事態はまったく逆に転じていたかもしれない。歴史の皮肉がここによく出ているのではないか。

ともあれ、戦後の混乱期に貴重な作家の登場はたいへんな不幸を背負って行なわれたのである。しかし、4月発売、6月没収というめまぐるしい事態の中にあっても、それなりにこの作品を評価し、あるいは、今日でも行なわれているミス・リーディングの典型を見せたり、いわゆる「体制側」に組する人のいつの時代でも変わらない退屈な評価などが幾つか出ている。そこで、次に、「チャタレイ裁判」で争われることとなった「文学者とP T A的な立場」²³⁾に象徴される永遠の「すれ違い」の発端の様子を見てみたい。

二

『チャタレイ夫人の恋人』が4月に発売されてから一番早い時機にその書評が書かれたのは「大宅荘一文庫」の資料にあるかぎり、『新潮7月号』である。投稿者は大井廣介と小林秀雄の二人である。大井は「チャタレイ夫人といふ女」を、小林は有名な「好色文學」を寄稿している。大井ははっきりしないが、小林の文章の最後には投稿期日として括弧つきで（五月卅日）と記されていることから、発売から一ヵ月そこいらで二人がこの作品に対して反応を示していたことが了解できる。

まず大井の記事から見よう。

コニイ（チャタレイ夫人）はペニスの禮讃者にすぎない。／コニイが罰されないのは、彼女の反逆が、実は反逆ではなかったためだ。……コニイには反逆につきものの、滅びてやまんといふ精神がない。それもその筈、クリフォドのペニスが発揮さえすれば、彼女には、不満も呪いもありはしなかったのだから。²⁴⁾

『ボヴァリー夫人』、『アンナ・カレーニナ』、『テレーズ・デケイルゥ』、『或る女』などに「反逆」という「真の悲劇」につながっていく貴重な視点を見いだしている大井には、『チャタレイ夫人の恋人』の結末はカタストロフどころか、「万事トントン拍子」に運ばれていくところが気に入らないのである。しかし、同じ著者が「コニイはペニスの禮讃者にすぎない」と断定するところなどを読むと、余りにも表面的で単純な捉え方であるのではないか。大井は、戦前に出版された『ロレンス選集』を読んでおり、『虹』だけが、出版時期のせいでカリコミが幾分すくなかったせいかロレンスらしい力作だと感じたが、……

要するに、ロレンスは『チャタレイ』に尽きるのではないか。すべて、どんな筋だったか、おぼろげにも思い出せないところを見ると、どうもさうらしい²⁵⁾と記している。このようなロレンス解釈はこの当時としては致し方のないことであろうが、『虹』こそ今日ではロレンスの最高傑作の一つとの評価が高い作品なのである。『虹』が「ロレンスの力作」であるという大井の直感にあたっているのであるが、この作品は物語の「筋」などには力点がなく、「人物の古い固定したエゴ」を排除した作品を書くことに当時のロレンスの意図があったからである。²⁶⁾ともあれ大井の立場は『チャタレイ夫人の恋人』をロレンスの唯一の代表作とし、しかも「好色本」と決め付けることにある。そして、彼は『チャタレイ』を高級な文学と混同するのは愚かだが、一流の文学作品でないからといって、好色本をいぢめるのには反対だ、と当時の取締当局の態度（『裸者と死者』、『石中先生行状記』の発禁・回収という例の事態）を批判している。というのは、「私はワイセツな下半身と、高級な頭脳を併有している。従って私がレールモントフやスタンダール、メリメを愛誦し、かたがた『四畳半襖の下張り』、『チャタレイ』をめくるのは、些かも撞着ではないと信じられる²⁷⁾」と結論づけている。「ワイセツな下半身」、「高級な頭脳」という表現にはひかかると、人間には両面が必要だということを認めている点は評価できる。しかし、当のロレンスの真意は「高級な頭脳」があまりにも強圧的になりすぎた西洋文明をなんとか本来のあるべき姿に戻そうとして命を賭けていたのであることには、さすがの大井もこの当時は気付く筈もなかったのである。

その点、小林秀雄はもっと大きなスタンスをとりながら、こういったロレンスの真意をきちんと捉えているように思われる。小林は、本居宣長の論に則って「物のあわれ」こそ『源氏物語』の根本観念であると捉え、好色文学の傑作と見ている。そして、「五衣を着た女性に、最も鮮やかな肉體の幻を見たとき、好色の思想は、物のあはれの思想として完成した。その後、好色文学は『源氏』を逃れる事も、越える事も出来なかった様である」と、日本文学の立場から「好色文学」の定義をしっかりとする。この物のあはれの思想は定家や兼好を経て、連歌師、俳諧師の手に伝わっていく。元禄期になって、「浮世すなわち好色」という太平の時代が来ると、伊原西鶴が人生の目的は「好色」にあるという信念から『源氏』の翻案によって、好色文学の根本的な回復を試みた。しかし、現代人はもうこのような好色の根本思想については真面目に考える興味を失っており、また西洋の近代文学も、ウェルテルの夢を破壊して以来、恋人達のある種の身体運動をいかにも滑稽だと思っている、と小林は日本だけでなく西洋世界にも共通のある種の頹廢の様子を鋭く捉えている。

戦後、「肉體文学」といふ言葉が流行し、ストリップ・ショウのダンサーの座談會が文藝雑誌に載るといふ様な事にまでなつてゐるが、これは、近頃、世人が風俗の上

で露骨を好む様になったといふ事で、新しい好色文學が現れたといふ様な事ではあるまい。エロティズムを育てるのは、行動ではなく想像の力なのであり、諸事かう露骨になつて来ては、想像力も涸渇せざるを得ないだろう。

「チャタレイ夫人」は、一種異様な好色文學である。異様であるが、エロティズムの價値の奪回をめざしてゐる點で正統な、と言ふのは、浮氣や放蕩や又當世風の性的紊亂にも關係のない、現代にはまことに珍しい好色文學なのである。……この作に展開された、殆ど狂氣染みた性欲の祭典は、作者の忿懣の爆發であり、この忿懣は、性の問題に關する、傳統的清教徒精神の禁忌によつて育つたものである。さういふ處は、私達日本人には、理解する事がなかなか難しいであらう。性の解放が言はれるが、日本人は西歐人に比べれば、性の禁壓に關する深刻な經驗なぞ持つた例しはない。儒教的な形式上の禁壓なぞ高が知れてゐるのである。「チャタレイ夫人」の様な作に接すると、肉體に關する傳統的罪惡感が、西歐の人にはいかに根強いものであるかを思ふのであるが、平安期に思想として完成した私達の好色思想は、その中心部をいかなる敵の攻撃にも曝す事なく今日に至つてゐる事を、併せ思わざるをえない。²⁸⁾ (傍点筆者)

「エロティズム」を育てるのは「想像力」でありということから、「エロティズム」イコール「好色」となる。小林の中では、『源氏物語』と『チャタレイ夫人の恋人』が、この一点で結びついているのである。しかも、ロレンスの育つた清教徒精神の伝統と性の禁圧に対する深刻な經驗を思い遣る心遣いといい、「私達の好色思想は、その中心部をいかなる敵の攻撃にも曝すことなく今日に至つてゐる」という日本文化に対する正確な分析といい、ここには、すぐれて見事な比較文化の典型例が出ている。そしてさらに小林は、この作品が日本とかイギリスといった国を超えても「普遍的な現代の問題に觸れている」と述べ、その理由を以下のように展開している。

「現代は本質的に悲劇的な時代である。我々が、この時代を悲劇的なものとして受け容れたがらぬのも、その爲である」という、『チャタレイ夫人の恋人』の有名な冒頭を引きながら、この「現代」とは作者の見た第一次世界大戦後の時代相を指しているのであるがこの戦争は独りイギリスだけに止まらず、我々日本人にも他人事ではない、と言う。大戦争の一番の恐さは、もちろん物質的な破壊にあるが、それ以上に「不快な又殆ど理解し難い事」は「様々な価値概念の形を壊」し、「嘗つて、生きる理由であつた様な価値について、何等内的な理由がなく不信を強えられる」という、悲劇とは認めたがらない「悲劇」が始まるころにある。しかし「悲劇」には違いない。ロレンスはそんな「悲劇」を「観察」だけを通して描こうとしている。しかもその「観察」が的を得ているからこそ、ロレンスの言葉は恐ろしいものになる。²⁹⁾

次に小林が指摘していることは、所謂大胆な「性欲描寫」の意味についてである。吉田

健一と同じように小林も、ロレンスが決して性の開放論者などではなかったという立場を取っている。「性本能」とか「性行為」という「現代知性の悪鬼ども」を駆りだすことにこそ、この作品の意図があったのである。

森の獵番小屋で、突如として展開される二人の性の祭典は、二人が男と女であつたといふ以外の理由を必要としてゐない。……コンスタンスの過去もメローズの過去も消える。二人の個性、そんなものも偶然だ。二人は戀人でさへない。戀愛感情も戀愛心理も幻だ。確かなものは性の歡びだけだ、と作者は主張したいのである。併し、身體の衣裳も精神の意匠も脱ぎ捨てたエロスの舞踏は、執拗に克明に描けば描くほど、傳説めいたものになる。恐らく作者は、よく承知してゐたのだが彼にはどうしても傳説がほしかつた。ドン・ファンのものでなく、ヴェルテルのもでもない新しい性の傳説が。それは可能であらうか。不可能かもしれない。併し、さういふものが、新しい生活意識として誕生する必要を信じなければならないとしたら、詩人が先づそれを歌わねばならぬだらう。これが「チャタレイ夫人の恋人」の所謂大膽な性欲描寫の意味である。ヘドニストの夢など一かけらもない。それは、現代を本質的な悲劇の時代として受け容れて生きようとする意志の表現であつた。³⁰⁾ (傍点筆者)

「傳説」とは古くて新しい失樂園傳説のことであり、アダムとエバが20世紀にも住める「樂園傳説」を新たに作り上げることがロレンスの願ひであつたのだ。二人の恋人が獵番小屋で食べた「肉の木の実」は、新しい「知恵の木の実」であり、だからこそ二人はどこかに追われていかねばならなかつたのである。人間が本当に人間世界に住んでいるかどうかの「確証」を、ロレンスはこのような聖書的な傳説世界を作り上げることによって挙げたのである。小林は「それは必要な事であり必然な事であるとする處が、その作品の最も美しい眞實な思想と、私には思われる」と記している。このようにして、清教徒に伝統的であつた肉体に関する伝統的な罪悪感を払拭し、「エロティシズムの奪回」を目指している現代にはまことに珍しい「好色文學」という最初の小林の評価と繋がっていくのである。

三

昭和25年4月発売、6月没収という慌ただしい事態のなかにありながらも、大井も小林も、それぞれに今日でも十分通じる評価をこの作品に対して下していたことが以上のことから判明したと思われる。ところが残念なことには、このわずか2ヵ月の間で所謂「体制側」の人の、きちんとした文章での反応はあまりというよりは殆ど出ていないのはどうし

たことだろうか。もちろん、検察庁とか警視庁といった側からの反応——取締り体勢への着手——は一で見たように、ずいぶん早くから行なわれていた。しかし、そのような当局側にありながら、当局の「検閲」とか「取締」といった態度に早くも異を唱えていた検事がいたのである。もちろん、検事としての立場はしっかりと保持しながら、なおかつ文学に対する理解も持った人物が先の小林や大井と殆ど時期を同じくして、しかも9月の起訴よりも2ヵ月も前に『サンデー毎日』に良識ありかつ先見性のある意見を開陳しているのである。その人物は馬屋原成男東京高等検察庁検事である。「文学に於ける猥せつの限界」（昭和25年7月16日号）を次に見てみよう。わずかな記事であるが、全部で五つの段落に分かれている。表題からも分かるとおおり、この記事のテーマは「文学に於ける猥せつの限界」であるが、「限界」の範囲が明確ではない。日本語文章の常として、結論はなかなか出てこないの読みにくい文章となっているが、おそらく、馬屋原の言いたいことは、第五段落の冒頭に出ていると思われる。

最後に、われわれが文学の猥せつ性を論ずるのは、法律家としての立場からなのであって、文学者からの立場はまた別だということがいい度い。だから、法律上猥せつの文学と断ぜられる場合でも、文学上からは、立派な藝術品である場合もあり得るのである。³¹⁾（傍点筆者）

「文学に於ける猥せつの限界」を馬屋原は、あくまでも「法律家」の観点から見た場合に「限定」しようとしていることがよく分かる。そしてもし、法律上の猥褻の観念が文学上のそれと一致しないなら、それを「裁判」によって争うことは少しも恥ずかしいことではない、と言う。その根拠として、永井荷風が自分の作品の発禁を顧みて、フランスで行なわれたボバリー夫人の裁判事件で繰り広げられた、検事と弁護人との堂々としたフェアプレイの戦いぶりを称賛していることを取り上げている。

ここで注意しておきたいことは、馬屋原は「検事あるいは弁護人」といった判定する側に立つ人として、自らの法的な立場をしっかりと押さえようとしていることである。そして、「取締側」つまり警察官の検閲とか摘発といった所謂「行政処分」に対して釘をさそうとしている点である。ここにはすでに見たように、「取締側」の早やばやな動きに対する牽制が働いているというふうを受け取ってよさそうである。戦後日本のきちんとした法治国家のあるべき理想が頭にあると思われる馬屋原検事の態度は、「行政」「司法」の法的な位置付けを冒頭第一段落で以下のように整理している。

春画や春本や、或いはエロ的な文学書を販賣したり、賣る目的で持つていたり、多くの人に分けてやつたりするとどんな罪になり、どんな刑罰を受けるか、といえは、

昔は出版法とか新聞紙法の風俗壊亂というやつで、警察の一方的見解でいきなり発賣禁止という行政処分で行われたが、両法律がすでに無くなった今日では、刑法175條の猥せつ文書図画の所持、販賣、頒布罪にふれるだけであつて、それは検事によつて起訴され裁判によつて、二年以下の懲役または二十五万円以下の罰金に処せられることになつてゐる。重ねていうが販賣禁止の行政処分ではやれなくて、猥せつ罪による司法処分だけがあるということである。³²⁾ (傍点筆者)

ここで言われている「昔は」とは、明治末期までのことを言っている。その頃の「出版法」や「新聞紙法」の「風俗壊亂」は、新憲法のもとでなくなった。しかし、刑法175條は旧憲法時代のままの姿で生きているのである。ここには「新憲法」と「旧憲法」の齟齬が生じているのである。しかし、馬屋原検事は、新憲法になった以上「猥せつ罪による司法処分」に絞って『チャタレイ夫人の恋人』を裁くべきだと言っているのである。警察側の一方的な「行政処分」の動きに対して最初に釘をさしたのである。このような「司法」の「行政」に対する反発は、やがて肝心の猥褻罪を逸脱して「憲法論や社会風教論さてはロレンスの文学上の地位に到る論争へと幅広く発展し、戦後の文化問題をここに圧縮した形でさえある」といった思わぬ展開——「中間報告—チャタレイ公判記録—」(『週間朝日、昭和26年8月6日号)——を見せるのである。それはさておき、馬屋原検事の提起している「猥せつの限界」についての意見は、今日いよいよその炯眼の度を増していると言える。一体何が猥褻であるかの判断は、「社会通念による一般人の道德観念」によるのであるというのが、検事の立場である。もちろん、誰が見ても猥褻だと思われる尺度は、取り締官や裁判官自身が主観的に決めることが出来るような尺度ではない。

つまり客観的に誰が見てもさきほどの猥せつ性のはつきりしていること、これが第一の要件である。

それについては、こういうことが言える。例えば何人がいくら読んでも猥せつなりや否やの判断がつかかねるというようなのは実は猥せつではないのである。³³⁾

ここには、この検事の予言から約半世紀近くなった今年(1994年)の例えば八月八日付け『朝日新聞』社説の論調をすでに見越しているような感じがするのは筆者だけではあるまい。社説は1960年に出た有名な『性生活の知恵』(謝国権博士著)が日本女性の性意識を変えるのに果たした役割の大きさ・女性の元気さから説き起こして、一方で問題となる「成田離婚」や「新婚インポテンス」は現代社会の病理を映しているようだ、と書き進めていく。「男女同権を培うこととは別に、男の子を自立した男として育てることの大切さが忘れられているのではないかと、珍しく「男子」の自立の必要性を訴えている。そし

て本当の意味の「性情報」とは何かという点で、性表現が我が国で大問題となった『チャタレイ夫人の恋人』の法廷論争に触れていく。

1950年に訳者の伊藤整さんらが起訴され、57年の最高裁大法廷で有罪が確定した。いまだに訳本にはいくつかの削除箇所がある。発禁となった小山書店版から、問題のくだりの一部を引用してみよう。

「彼女の身体にまはして締めつけてる彼の腕、彼の身体の激しい動き、それから彼の精液が彼女の身体の中に注がれることすら彼女にとって是一種の眠りであった」
チャタレー夫人が初めて森番メラーズに抱かれる場面だ。³⁴⁾

この直後、「いま、これを読んで裁判所がいう『社会通念に反するわいせつ文書』と考える人は、どれほどいるだろうか」という社説の一文に接したとき、まさしく、馬屋原検事の予言どおりの事態が今の日本に生じているように筆者には思われるのである。しかも、街の書店にはヘアを売り物にする雑誌が並び、お茶の間のテレビには、きわどい映像が送り込まれているのである。しかし、57年の「有罪」判決は覆っていない。この「落差」こそ問題なのである。イギリスやアメリカではすでに1960年代に『チャタレイ夫人の恋人』は無罪を勝ち取っているというのに、ここに現在の日本社会が陥っている自己矛盾—「文学」あるいは「弁護側」と、「PTA」あるいは「検察側」との乖離・矛盾—がありありと出ているのではないか。そこで今日の日本で必要なことはまず『チャタレイ夫人の恋人』を無罪にすることから出発することである。「浮世の月見過ごしにけり末二年」と、この書を書いて間もなく後に死んだロレンスの、これは「辞世だ」と喝破した小林秀雄の至言どおり、なんといっても『チャタレイ夫人の恋人』を本来の無削除版で今の状況の日本人全体に読めるような環境が一日も早くもたらされることが必須である。そうやってこそ初めてロレンスの真意が日本人に受け入れられたことになるのである。またそういった環境作りがなされない限り、日本のロレンス研究者はいつまでたっても奇異な眼で見られることになるであろう。もちろん一方では、ロレンスの初期の作品からも、もう一度読見なおしてみても作者の「辞世」の重みを測ってみる必要はある。

(※本稿は、1991年度相愛大学・相愛女子短期大学「学術研究・演奏助成金」を得て、東京の「大宅荘一文庫」を借りて行なった研究成果の一端である。)

註

- 1) 宮崎芳三他、編『日本における英国小説研究書誌』（東京：風間書房、昭和49年、昭和55年）、昭和43年～昭和47年および昭和48年～昭和52年のそれぞれの「あとがき」参照のこと。
- 2) 吉村宏一ほか、『不死鳥上・下』および『不死鳥Ⅱ』（京都：山口書店、1984年、1986年、1992年出版）／小川和夫ほか、『D. H. ロレンス紀行・評論選集、全5巻』（東京：南雲堂、昭和62年出版）
- 3) 第5回国際ロレンス学会：1993年6月24日～28日まで、カナダのオタワ大学で開催された。世界各地より多数のロレンス研究者が参加。筆者は「ロレンスと仏教—アーキタイプの研究—」で口頭発表を行なった。参照：『英語青年—1993年10月号』片々録、p. 373.
- 4) 田口堅一、「チャタレイ裁判」について（北海道工業大学『研究紀要』第12号、昭和59年）、pp. 187-200.
- 5) 同掲書、p. 195.
- 6) 小山久二郎、『週間朝日—昭和25年9月24日号』、pp. 6-7.
- 7) 田口堅一、p. 190.
- 8) 同掲書、p. 190.
- 9) 中込検事、「チャタレイ論告の全文」、『旬刊読売—昭和26年12月11日号』p. 20.
- 10) 田口堅一、p. 190.
- 11) 『真相—1950年9月1日』、p. 49.
- 12) 西村孝次、『真相』、p. 49.
- 13) 大城保安課長、『真相』、p. 49.
- 14) 『真相』、p. 49.
- 15) 同掲書、p. 49.
- 16) 同掲書、pp. 49-50.
- 17) 同掲書、p. 50.
- 18) 同掲書、p. 50.
- 19) 同掲書、p. 50.
- 20) 田口堅一、p. 189.
- 21) 『真相』、p. 50.
- 22) 田口堅一、p. 188.
- 23) 北崎契縁、「チャタレイ裁判に関する雑誌記事の蒐集」、(相愛大学『研究紀要』第9巻、1993年)、pp. 238-39.
- 24) 大井廣介、「チャタレイ夫人といふ女」、(『新潮—昭和25年7月号』)、p. 59.
- 25) 同掲書、pp. 60-61.
- 26) D. H. ロレンス研究会編、『ロレンス研究—『虹』—』（東京：朝日出版社、1977年）
- 27) 大井廣介、p. 63.
- 28) 小林秀雄、「好色文學」、(『新潮—昭和25年7月号』)、p. 112.

参考：最近話題となっている *Renewing the Normative D.H. Lawrence: Personal Progress* (Columbia and London: University of Missouri Press, 1992) の著者で著名なロレンス研究家 M. スピルカは、'Sex books are written only by the impotent' という格言を友人の H.T. ムーアが手紙に書いてきたが、「真実」であると認めている。つまり、性を実際に経験している間は「性

について書くことは」出来ないというのである。ロレンスが『チャタレイ 卿夫人の恋人』を書いていた頃は完全にインポテンツであったこと、しかし、そのために逆に、「激しい情熱」から「やさしい愛情」に至る愛情のすべての現れを「リズムあるコスモス」の関係の中に突放して見れるようになった点に、ロレンスの人間的な幅の広がりとその作品の価値を認めようとしている。ここに、「物のあわれ」に好色文学の神髄を見た小林の姿勢とどこかで通じるものを感じるのは筆者の錯覚であろうか。(p. 93)

- 29) 吉田健一、『吉田健一集成 I』(東京：新潮社、1993)、pp. 377-86. 「観察」と小林が言っている言葉は、吉田の次のようなロレンス理解と通底していると思われる。

ロレンスの代表作『息子と恋人』の中で、癌のために死んでいく母親モレルに許容量以上のモルヒネをミルクの中に入れようとするポールとそれをそばで見守る姉アニィとの対話の箇所とそれについての吉田のコメントを見てみよう。

「飲んだ？」とアニィが低い声で聞いた。

「うん、——苦いつて言つたよ。」

アニィは笑いながら、下唇を噛んだ。

何故、さういうことをするのが子供のいたづらなのか。又、そのやうな時に人間が笑ふのかは、ここには書いていない。併し、人間はかういふ時、さうした形で振舞ふのである。

もう一步進めて言えば、ロレンスにとつては、言葉に歪められても、その為になくなりはない、言葉が本来は指す筈の具体的な人間の世界をその作品で表現することが出来れば、それで目的は達せられたのだつた。

傍点を施した箇所に、小林が「観察」という言葉で指摘している内容を吉田は実に分かりやすく提示していると言える。

- 30) 小林秀雄、p. 114.
31) 馬屋原成男、「文学に於ける猥せつの限界」、(『サンデー毎日—昭和25年7月16日号』)、p. 33.
32) 同掲書、p. 32.
33) 同掲書、p. 33.
34) 『朝日新聞—1994年8月8日、月曜日』、「社説」。
35) 小林秀雄、p. 114.